

あなたによって家庭は聖なるものに

コリント人への手紙第一 7章 8-16節

はじめに

パウロがコリント教会に送った「コリント人への手紙第一」を少しずつ学んでいます。7章は、クリスチャンの独身、結婚、離婚、再婚の問題が書かれています。

今日の聖書箇所には、大きく分けて三つのことが書かれています。①クリスチャンの結婚していない人ややもめに対して、②クリスチャン同士で結婚した人たちに対して、③未信者と結婚したクリスチャンに対して、です。

1. 結婚していない人ややもめに対して

まずは、結婚していない人ややもめに対してですが、パウロは8節で「**私のようにしてられるなら、それが良いのです**」と言っています。パウロ自身は独身でした。パウロは、結婚は素晴らしいものだと考えていましたが（エペソ5：25-33）、独身もまた素晴らしいものだと考えていました。パウロは7：32-34でこのように言っています。「**独身の男は、どうすれば主に喜ばれるかと、主のことに心を配ります。しかし、結婚した男は、どうすれば妻に喜ばれるかと世のことに心を配り、心が分かれるのです。独身の女や未婚の女は、身も心も聖なるものになろうとして、主のことに心を配りますが、結婚した女は、どうすれば夫に喜ばれるかと、世のことに心を配ります**」。結婚した人は、妻や夫や子どもものことも考えなければなりません。独身の人は、イエス様のことだけを考慮して生活することができる、イエス様のこと集中して、ひたすらイエス様に奉仕することができる、独身の人にはそういう素晴らしい面があるとパウロは言うのです。

しかしパウロは、このようにも言います。「**自制することができないなら、結婚しなさい。欲情に燃えるより、結婚するほうがよいからです**」。独身も素晴らしいことだけれども、性的な欲求を抑えることができないなら、結婚したほうがよいと言うのです。性的な欲求を抑えられずに、「淫らな行い」に走り、罪を犯すくらいなら、結婚しなさいと言うのです。

結婚も独身も両方素晴らしいものです。独身は、イエス様のこと集中してひたすら奉仕することができます。しかし、独身には特別な賜物が必要なのです。自分の性的な欲求を自制することができる賜物です。その賜物がなければ、結婚する道を祈り求めていくことが健全なのです。

2. クリスチャン同士で結婚した人たちに対して

次に、クリスチャン同士で結婚した人たちに対してですが、パウロは 10-11 節でこのように言っています。「**すでに結婚した人たちに命じます。命じるのは私ではなく主です。妻は夫と別れてはいけません。…また、夫は妻と離婚してはいけません。**」。

パウロはここで、クリスチャン同士が結婚した場合の離婚を禁じていますが、これはパウロの個人的な意見ではなく、イエス様御自身の命令だと言います。イエス様は、こう言われました。「『**それゆえ、男は父と母を離れ、その妻と結ばれ、ふたりは一体となる**』のです。ですから、彼らはもはやふたりではなく、一体なのです。こういうわけで、**神が結び合わせたものを、人が引き離してはなりません**」(マルコ 10:7-9)。

イエス様は、基本的に離婚を禁じています。なぜなら夫婦は、神様が結び合わせたものであり、二人が一体とされたものであるからです。しかし一つだけ例外があります。それは、夫婦のどちらかが「姦淫の罪」を犯した場合です(ウ信仰告白 24:5、6)。イエス様はこう言われました。「**だれでも、淫らな行い以外の理由で自分の妻を離縁し、別の女を妻とする者は、姦淫を犯すことになるのです**」(マタイ 19:9)。夫婦のどちらかが「姦淫の罪」を犯した場合、潔白な側は正当に離婚することができます。

イエス様は、クリスチャン同士が結婚した場合、「姦淫の罪」以外の理由で離婚することを禁じています。しかし実際には、たとえクリスチャン同士であっても、「姦淫の罪」以外の理由で離婚するという現実があります。それは、現代でも聖書の時代でもあったのです。

そこでパウロは、11 節でこのように言います。「**もし別れたのなら、再婚せずにいるか、夫と和解するか、どちらかにしなさい**」。パウロは、たとえクリスチャン同士であっても、「姦淫の罪」以外の理由で離婚する現実があることを知っています。パウロは、離婚を認めているわけではないのですが、すでに起こっている現実に対して、具体的に対処します。それは、もしやむを得ず正当な理由以外で離婚したならば、再婚しないという慎みを持つべきだということです。

結婚は、神様が結び合わせたものであり、二人が一体とされたものです。正当な理由以外で離婚した場合、どんなに法的に、社会的に離婚の手続きをしたとしても、神様の前では二人は結び合わされたままであり、一体とされたままです。ですから、正当な理由以外で離婚した上、さらに再婚するならば、神様の前では「姦淫の罪」を犯すことになるのです。

再婚しないであれば、復縁の可能性も残されています。パウロは、人生の最後まで復縁の可能性を閉ざさないためにも、再婚せずにいることを勧めるのです。

再婚が許される条件は、おもに二つあるように思います。一つは、夫や妻が死んだ場合です。パウロは再婚についてこう言っています。「**妻は、夫が活着ている間は夫に縛られています。しかし、夫が死んだら、自分が願う人と結婚する自由があります。ただし、主にある結婚に限ります**」(1 コリント 7:39)。夫や妻が死んだ場合は、再婚が許されるのです。

もう一つは、正当な理由で離婚した場合です。離婚の正当な理由の一つは、相手が「姦淫の罪」を犯した場合です。姦淫の罪を犯していない潔白の側は、再婚をする自由があります。そもそも旧約聖書には、「姦淫の罪」を犯した者は死刑とされるとあります（レビ記 20：10、申命記 22：22）。ですから、姦淫の罪を犯していない潔白の側は、相手が死んだものと考えて、自由に再婚することが許されるのです。

3. 未信者と結婚した人たちに対して

次に、未信者と結婚したクリスチャンに対してですが、パウロは 12-13 節でこのように言っています。「**信者である夫に信者でない妻がいて、その妻と一緒にいることを承知している場合は、離婚してはいけません。また、女の人に信者でない夫がいて、その夫と一緒にいることを承知している場合は、離婚してはいけません**」。パウロは、未信者と結婚したクリスチャンに対して、未信者の夫や妻と一緒にいることを望んでいるなら、離婚してはいけないと言います。つまり、クリスチャンの側から離婚を求めてはいけないということです。

なぜでしょうか？パウロはその積極的な理由について、14 節でこう言っています。「**なぜなら、信者でない夫は妻によって聖なるものとされており、また、信者でない妻も信者である夫によって聖なるものとされているからです。そうでなかったら、あなたがたの子どもは汚れていることになりませんが、実際には聖なるものです**」。

パウロは、未信者の夫や妻また子どもは、クリスチャンである夫や妻によって、「聖なるものとされている」と言います。つまり家族の中に一人クリスチャンがいれば、その一人のクリスチャンによって、その家族は「聖なるものとされる」と言うのです。

「聖なるものとされる」とは、聖別される、神様のものとされるという意味ですが、それは「救われる」という意味ではありません。妻や夫がクリスチャンになれば、自動的に未信者の夫や妻や子どもが救われるということではありません。なぜなら 16 節でパウロは、未信者と結婚したクリスチャンに対して、「**妻よ。あなたが夫を救えるかどうか、どうして分かりますか。また、夫よ。あなたが妻を救えるかどうか、どうして分かりますか**」と言っているからです。

家族が「聖なるものとされる」とは、自動的に「救われる」ということではありませんが、神様の特別な恵みと祝福の中に入れられているということです。クリスチャンと結婚した夫や妻、またクリスチャンから生まれた子どもは、特別な存在です。全くの未信者の家族の夫や妻や子どもとは確実に違います。神様の恵みと祝福の中に入れられている特別な存在なのです。

私たちクリスチャンは、周りの人を「聖なるもの」にし、周りの人に神様の恵みと祝福をもたらし存在です。かつて神様は、ソドムの町について、もしその町に十人の正しい者がいるならば、滅ぼさないと言われました（創世記 18：22-33）。神様は、私たちクリスチャンの存在のゆえに、その町に対しても恵み深くあられるのではないのでしょうか。私たちクリスチャンの存在のゆえに、私たちの家庭を、職場を、学校を、地域を祝福し、恵みの中に入れてくださるのではないのでしょうか。

私たちクリスチャンは、家族を「聖なるもの」とする存在であり、神様の特別な恵みと祝福をもたらす存在です。それゆえに、自分から結婚の絆を解き、離婚してはならないのです。

しかしクリスチャンがいくら離婚を望まなくても、未信者の相手が離婚を望む場合はどうしたらよいのでしょうか？パウロは、15 節でこのように言っています。「**しかし、信者でないほうの者が離れて行くな、離れて行かせなさい。そのような場合には、信者である夫あるいは妻は、縛られることはありません。神は、平和を得させようとして、あなたがたを召されたのです。**」

パウロは、未信者の相手と一緒にいることを望んでいる場合、クリスチャンは離婚してはならないが、未信者の相手が離婚することを望んでいる場合、クリスチャンは離婚することもやむを得ないと言います。しかしその場合は、離婚の理由が、信仰のゆえである場合に限ります。つまり未信者の相手が、キリスト教の信仰を嫌い、その信仰のゆえに離婚したいと望む場合です。信仰をとるか結婚をとるか、その場合には信仰を選びなさいということです。

当時のコリント教会のクリスチャンの中には、未信者の夫や妻を救うために、いくら未信者の夫や妻が離婚を望んでも、離婚しないという人がいたようです。しかしパウロは、16 節でこう言います。「**妻よ。あなたが夫を救えるかどうか、どうして分かりますか。また、夫よ。あなたが妻を救えるかどうか、どうして分かりますか。**」未信者の夫や妻が救われる保証はありません。ですから、未信者の夫や妻が離婚を望んでいるにも関わらず、未信者の夫や妻を伝道するためだけに、結婚関係を続けることは止めなさいということです。それは、家庭の平和を壊すことになるからです。

結婚は、相手を救うために、また伝道するためにするものではありません。ですから、これから結婚する人は、16 節の御言葉をよく心に刻む必要があります。聖書は明らかに、クリスチャンはクリスチャン同士で結婚することを求めています。

おわりに

しかし現に、結婚した後にクリスチャンとなり、夫や妻が未信者であるという方がおられると思います。また結婚前からクリスチャンであったが、未信者と結婚したという方もおられると思います。またクリスチャン同士で結婚したとしても、様々な問題を抱えている方もおられます。

確かに私たちは、未信者の夫や妻が救われる保証はありません。しかし同時に、救われない保証もありません。もし未信者の夫や妻と一緒にいることを望んでいるならば、最後まで諦めずに祈り続けるべきです。なぜなら、未信者の夫や妻や子どもたちは、聖なるものであり、特別に神様の恵みと祝福の中にあるからです。神様は、私たちクリスチャンのゆえに、彼らを特別に扱ってくださるのです。私たちはパウロが言った次の言葉に希望を抱いて、未信者の夫や妻や子どもたちのために祈り続けましょう。「**主イエスを信じなさい。そ**

うすれば、あなたもあなたの家族も救われます」(使徒 16:31)。たとえ今は、厳しい状況に思えても、イエス様を信じるあなたのゆえに、あなたの家族は聖なるものとされており、神様の恵みと祝福の中にあるのですから、諦めずに祈り続けていきましょう。